（別記第８号様式）

返　還　計　画　書

年　　月　　日

東京都社会福祉協議会会長　様

（申請者）住所　〒　　－

氏名　　㊞

℡　　－　　－

修学生との関係　　本人・（　　）

下記のとおり保育士修学資金を返還したく申請します。

修学生番号	H	修学生氏名	
返還事由発生年月日　＊西暦で記入		年　　月　　日　＊退学日や退職日等	
返還事由 ＊該当事由に ○をつける	1　貸付契約が解除された（養成施設を退学した、死亡、貸付を辞退など） 2　卒業後、１年以内に保育士登録簿に登録せず、 又は都内において保育士業務に従事しなかった 3　都内において保育士業務に従事する意思がなくなった 4　業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなった 5　その他		
説明 ＊具体的に			
返還額	① 貸付額		円
	② 返還済額		円
	③ 返還免除額		円
	返還額（①－②－③）		円
返還期間 ＊西暦で記入	貸付期間	年　月～　年　月（　ヶ月間）	
	返還猶予期間	年　月～　年　月	
	返還期間 ※1	年　月～　年　月（　ヶ月間）	
返還方法	返還方法 ※2	①月賦 ②半年賦 ③年賦 ④一括 ⑤その他（　　）	
	１回の返還額 ※3	円（初回のみ　　円 ※4 ）	
連帯保証人	住所 〒　　－ 氏名　　℡		
連帯保証人	住所 〒　　－ 氏名　　℡		

※1 返還期間は「返還事由発生年月日」の属する月の翌月から開始となります（例：3/31 退職の場合、４月～）。返還計画書の提出が遅れた場合、基本的には初回返還時に間に合わなかった分の返還額を合算してご返還いただきます。

※2 月賦 半年賦、年賦で返還を希望される場合には「預金口座振替依頼書」もあわせてご提出ください。

※3 基本的に返還期限（下記参照）までに返還額全額を返還完了するように１回の返還額を設定してください。難しい場合はご相談ください。なお、返還期限を過ぎる場合、延滞利子が発生します。

≪返還期限の確認方法≫

返還期限は、「返還事由発生年月日」の属する月の翌月を含めて〔(貸付期間の月数×２）＋（入学準備金を借受けた場合８）＋（就職準備金を借受けた場合８）＋（生活費加算を借受けた場合その月数×２)〕ヶ月後です。

[例]貸付期間 24 ヶ月、入学準備金と就職準備金あり、生活費加算なし、返還事由発生年月日が 2020 年 3 月の場合

⇒2020 年 4 月を含めて（24×2+8+8=）64 ヶ月後の 2025 年 7 月 31 日が返還期限

※4 基本的に〔返還額÷返還期間の月数〕が１回の返還額になりますが、端数が生じる場合は初回の返還額に加算していただきますので、この欄に端数を加算した初回分の額を記載してください。